

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 年 4 月 1 日より平成 28 年 3 月 31 日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

I. 基本方針

現代社会においては、農業を支える科学技術によって利便性の向上がもたらされるなど、私たちはその利益を享受することができる。一方、その営みは生産物の大量破棄や生産エネルギーの過剰消費など経済成長を優先するあまり、大気・水、土壌などを汚染し、薬剤耐性による新たな病原菌の増殖をもたらすなど自然の恵みの源である生態系に対して大きな負荷を与える様々な歪みを生じさせている。その結果、新たな病虫害のパンデミックなどを引き起こし、健康・食の安全性が脅かされると共に、農業の持続的発展が危ぶまれるなど様々な問題が発生してきている。

本財団は、これらの問題に鑑み、地域の実情に応じて自然の生態系を活用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発とその国内外における普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

本年は、設立 30 周年の節目の年として、研究開発事業においては農水委託事業はじめ研究課題の目標達成、普及事業においては国内外における普及情報の収集と発信、有機農業支援事業においては国が進める有機農業への支援事業をさらに充実させ、より一層の社会貢献を果たすものとする。

II. 事業内容

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究
- (2) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究
 - ①自然農法栽培作物の品質特性と生理特性に関する研究
 - ②自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究
- (3) 耕地生態系における育土・栽培技術に関する研究
 - ①育土における土壌生物の役割の研究
 - ②望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究
- (4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究
- (5) 研究成果の公表

2) 自然農法種子の品種育成事業

- (1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究
 - ①自然農法品種の育成
 - ②育成品種の利用
- (2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究
 - ①自然農法種子の生産と採種農家の育成
 - ②自然農法種子の普及

3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者等の育成
- (2) 見学者の受け入れと講師派遣

(3) 自然農法の情報発信と人材交流に関する研究

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

1) 自然農法の実用化の推進事業

- (1) 知多草木農場圃場による実証展示
- (2) 農家圃場における実証展示
- (3) 実証圃場における講習会の開催

2) 自然農法の啓発普及事業

- (1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行
- (2) シンポジウムの開催

3) 海外における実用化の推進と普及啓発事業

- (1) 自然農法の実用化の推進
- (2) 自然農法の普及啓発

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業

（公益目的事業3）

1) 有機 JAS 認定事業

2) 有機農業分野における交流、支援事業

4. 管理部門

III. 事業内容の詳細

1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の物質循環を軸に、自然の機能を最大限に活かし、農業経営を改善する栽培体系を確立するとともに、自然農法に適した品種の育成、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。自然農法栽培の体系化のための、プロジェクト研究を進め、外部との共同研究や委託研究を行う。研究開発された技術情報を積極的に公表し、併せて自然農法を担う後継者の育成を行う。

1) 自然農法の研究開発事業

人の健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにし、安定的な耕地生態系の制御技術を確立する。育成品種や栽培技術体系の提示、および自然農法に関する情報発信と人材交流による流通支援を通して、総合的モデル化とその実証に重点をおいた実用研究を進める。

(1) 雑草を制御する育土・土壌機能の解明および栽培に関する研究

雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培技術に関して、自然農法の普及拡大を推進する実用化技術開発を柱とした栽培技術体系化を進める。

(2) 植物・土壌の特性解明および診断に関する研究

①自然農法栽培作物の品質特性と生理特性に関する研究

土壌の生産力と自然の力を引き出す処理方法と生物多様性を含む圃場環境の改善によって生じる遺伝子の活性化や植物生理調整と植物栄養代謝機能などの生理的改善効果の面から、健康な作物の生産方法を明らかにする。

②自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究

土壌や作物の分析・診断により、作物生産の基盤である「健康な土壌」と「自然農法作物の特徴」の姿を提示する。水稻およびキャベツ栽培の土壌および作物体の実用的な診断技術を開発する。

(3) 耕地生態系における育土・栽培技術に関する研究

①育土における土壌生物の役割の研究

自然農法圃場の土壌生物相やその役割を把握し生きている土の実態を明らかにする。

②望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究

輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理体系により、圃場生態系の管理を通じた野菜作の病虫害制御技術を開発する。

(4) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究

①水稻プロジェクト

2013年～2015年に有機水稻栽培について、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業を利用し実用技術を開発する。

②キャベツ・ダイズプロジェクト

キャベツおよびダイズ栽培について2011～2015年の期間に病虫害を軽減する自然農法の体系をマニュアル化し、2015年から農家実証を行う。

蒸気を利用した雑草防除について現地実証を行う。なお本プロジェクトは、平成26年度補正予算として採択され、H27年2月から28年1月の期間において実施する、農林水産業の革新的技術緊急展開事業、「雑草・作物種子を防除する自走式蒸気処理防除機の開発と実証」の課題名で、代表機関を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センターとし、共同研究機関に(株)丸文製作所、(株)デリカ、山形県農業総合研究センター、長野県農業試験場と当センターを加えたコンソーシアムで研究を実施する。

(5) 研究成果の公表

機関誌『自然農法』などを通じた研究成果についての公表を進める。また関係学会あるいは共催する講演会等で、講演発表や論文投稿を通じ成果の公表を行う。

2) 自然農法種子の品種育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成と利用に関する研究および農家や家庭菜園実施者への育成種子の頒布や技術情報の配信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。

(1) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究

①自然農法品種の育成

自然農法に適する採種生産可能な品種を育成する。

生態系機能を有効に利活用する低投入栽培に適する採種素材を育成する。

②育成品種の利用

採種素材や育成品種の特性を明らかにし、生産性の高い栽培法について研究する。

(2) 自然農法種子の生産と普及に関する研究（生産普及）

①自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の種子生産体系の構築と自然農法採種農家を育成し、種子の安定供給を図る。

②自然農法種子の普及

自然農法種子の頒布事業を通して、利用状況の調査および自家採種技術の指導、情報発信を通して自然農法種子の普及を図る。

3) 研修事業

(1) 自然農法後継者等の育成

国内外において自然農法研修を希望する就農予定者や農業に関係する職を目指すものに対し、基本的な栽培技術や考え方を学ぶ機会を提供し、実技研修を行う。また、国内外の自然農法・有機農業を推進する機関等の要望に応じ、受託研修を実施する。

(2) 見学者の受け入れと講師派遣

水稻、各種野菜展示圃場を一般に公開し、説明するとともに、内外の施設を利用した自然農法の研究開発に関する講演等を行い、講師の派遣要請に応える。

(3) 自然農法の情報発信と人材交流に関する研究

自然農法野菜および米・ダイズなどの消費利用を通して、自然農法農産物および自然農法実施生産者に対する消費者の関心や期待について整理し、情報発信と人材交流による流通支援のあり方を検証する。

2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

基本方針

国内外において、地域の自然農法に係わる情報を収集・整理し、研究開発事業で得た成果をもとに、地域に即した自然農法の実用化の推進を図るとともに、実用化技術や農家技術事例および「環境」「農」「食」「健康」に関する有益な情報を収集発信する。

平成27年度は、前年度事業を継続しつつ、より一層の充実を図る。

1) 自然農法の実用化の推進事業

研究開発で得た各種研究情報を元に、地域の諸条件を活かした自然農法の実用化を図る

ため、各圃場による実証展示および技術交流会などの講習会を開催する。また、自然農法の技術に関する講師の派遣要請に応えるとともに、普及員（ボランティア）の委嘱を行い事業の推進を図る。

(1) 知多草木農場圃場による実証展示

- ①水稲作における稲わらの分解促進と田植え後有機物田面施用による抑草技術並びに財団育成品種の展示
- ②野菜類栽培における草生および地域有機物を利用した育土法並びに財団育成品種の比較展示および当該地域における作付け体系の検討
- ③育苗技術の整理・展示および果菜類苗の頒布
- ④富士式地下灌漑法導入による田畑輪換作付けの展示
- ⑤体験実習希望者の受け入れ
- ⑥農場の見学会の開催

(2) 農家圃場における実証展示

地域の諸条件を活かした自然農法の実用化を図るため、農家実証圃場の設置を進める。平成27年度は、候補圃場60カ所に重点的に取り組み、全体で100圃場の設置を目指す。

(3) 実証圃場における講習会の開催

自然農法の基礎技術の講習会（技術交流会）を、当該地域の主に新規参入者や転換希望者を対象に開催し、併せて視察・講習のための資料集を作成する。

平成27年度は半日型の交流会を全国約10会場（総計280名規模）で開催する。

(4) 講習会への講師の派遣

各地域での実用化を推進するため、講師派遣要請に基づいて講師を派遣する。

(5) 自然農法普及員の委嘱

「自然農法普及員等の委嘱に関する定め」に基づいた事務を行い、実用化推進事業の充実と普及の推進に努める。

2) 自然農法の啓発普及事業

自然農法に係わる情報を発信するとともに、「環境」「農」「食」「健康」に関するシンポジウムを開催し、生産者・消費者に広く自然農法の啓発普及を行う。

(1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行

①自然農法誌の発行

年2回発行し、本財団の事業成果や関係する有益な情報を発信する。本機関誌は国会図書館、農水省各農政局、各都道府県、各農学系大学などに無料送付するほか、本財団が主催する各種行事や自然農法指導員を通じて配布し、自然農法への理解を促進する。

テーマ

73号（9月1日発行予定）「食による健康自立」（5,500部）

74号（3月1日発行予定）「家庭菜園・自給菜園」（同上）

②刊行物の有償頒布

(2) シンポジウムの開催

財団設立 30 周年を記念した、生産者、消費者を対象に、「環境」「農」「食」「健康」に関するシンポジウムを開催する。

①開催場所：福井県鯖江市

開催日：7月4日（土）

②開催場所：東京都内

開催日：2月下旬

3) 海外における実用化の推進と普及啓発事業

海外において自然農法の普及を行う政府組織や NGO への技術支援のための指導者派遣や現地での講習会開催による実用化の推進と英語版ウェブサイトや情報誌による普及啓発を行う。

(1) 自然農法の実用化の推進

①自然農法国際研修会開催

サラブリ農場（タイ）を会場に、おもに東南アジアの自然農法実施者を対象とした自然農法の研修会を開催する。

開催場所：タイ国サラブリ救世自然農法センター及び普及現場

開催時期：平成 28 年 2 月頃（3泊4日）

開催内容：a 自然農法の基本技術

b 熱帯～亜熱帯における自然農法の応用技術と事例

開催規模：40 名程度

②海外の政府組織や NGO との連携事業

ア APNAN（アジア太平洋自然農業ネットワーク）と連携した自然農法の技術指導、現地研修会の開催支援並びに実証圃場設置に向けた視察・指導、情報提供を行う。

a APNAN 事務所への職員派遣と APNAN 加盟国における普及活動の実施

b APNAN 運営委員会への出席

イ 協定書締結国における普及活動

【協定書締結国】

ラオス：ビエンチャン農業林業局（EM プロジェクト課）への支援

ブータン：農林省（ブータン再生天然資源研究評議会学校農業プログラム）への支援

ウ 協定書締結国以外の国における普及活動

a タイ：NGO サラブリ救世自然農法センターとの技術交流

b スリランカ：ランカ財団の要請に基づく講師派遣

c ネパール：NGO いづのめ協会ネパールの要請に基づく講師派遣

d 中国：中国科学技術協会及び各省の農業科学院や大学等の招聘に基づき、職員を派遣する。

e ミャンマー：NGO マルチ農業開発協会（MADA の要請に基づく講師派遣

新たに設立され登録申請中の NGO マルチ農業開発協会（MADA）と協定書を結び、講師を派遣して現地研修会の支援等を行う。

f ロシア：沿海州 EM センターへの情報提供

g ニュージーランド：ニュージーランド自然農法協会への情報提供

③海外行事への役職員の派遣

ア 中国有機農業と自然農法国際フォーラムの開催

開催候補地：中国山東省

開催時期：中国側と検討を行う。

派遣予定者：伊藤明雄理事長、徐会連、鈴木晃

イ マルチ農業開発協会（MADA）の発会式への参加

ミャンマーのマルチ農業開発協会（MADA）の認可が正式に下りた後、同協会と協定書を結び、同協会の発会式へ参加する。

派遣予定者：伊藤明雄理事長、大久保秀彦

④その他

海外視察団・来訪者の受入れ

(2) 自然農法の普及啓発

①APNAN ニュース（APNAN の英語情報誌）の発行支援

英語版のニュース誌（APNAN ニュース）を年 2 回発行し、自然農法に関する情報を関係各国（対象 43 カ国）に無料提供する。

②英語版「自然農法栽培の手引き」の発行準備

③英語版「自然農法の指針と基準」の作成

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業 (公益目的事業 3)

基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機 JAS 認定を希望する有機農業者の検査認定を通じた流通支援や、民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

1) 有機 JAS 認定事業

有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務（年次調査 250 事業者・新規認定 15 事業者）を行う。

(1) 定期講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成

①定期講習会 有機農産物 熱海（5 月、9 月、1 月）東京（11 月）、京都（11 月）

有機加工食品 熱海（3 月、10 月）、東京（7 月）、京都（9 月）

※上記以外の地方開催は要望を考慮して適宜対応する

②派遣型講習会 適宜

③認定事業者向けのフォローアップ研修会（2、3月）
約15か所（一部は技術普及課・育種課と共同で開催する）

（2）認定業務の改善、充実

- ①内部監査の実施（6月）
- ②認定業務見直し会合の実施（12月）
- ③認定業務研修の開催（3月）

（3）検査・判定体制の充実

- ①検査員の育成・増員
委託検査員1名、職員検査員5名程度の育成を図る。

（4）認定事業に係わる関係機関への参画

- ①（一社）有機JAS登録認定機関協議会への参画
- ②（一社）有機JAS資材評価協議会への参画（理事、検査員、判定員）

2)有機農業の分野における交流、支援

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

- （1）NPO法人有機農業参入促進協議会への事務局支援
- （2）NPO法人全国有機農業推進協議会への参画
- （3）IFOAM（国際有機農業連盟）への参加
- （4）その他有機農業推進関係団体との交流

4. 管理部門

1) 賛助会員の募集

現在の個人会員570件、法人会員19件、特別会員4件の実績を10%以上増加するため、各種広報に努める。

2) 寄附金の募集

一般寄附金の募集チラシを利用し、広報に努め募集を行う。

3) ホームページによる情報公開

各種事業の成果や行事案内等迅速な情報公開に努めると共に、ページの見やすさと内容の充実を図り、国内外からの閲覧者の増加に努める。

4) 財団設立30周年記念行事

記念行事として、30年の歩みを総括するため、シンポジウムの開催や記念誌を発行する。

5) 施設・設備等の充実

- ・育種事業における作業倉庫の新設に向けた調査並びに設計と着工
- ・農業試験場における資料倉庫の設置
- ・研究事業におけるハウスの設置と各種什器備品の購入
- ・知多草木農場における機械倉庫の新設

以上